

議案第1号

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第11号）

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 444, 629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月5日 提出

木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	4,444,629	0	4,444,629

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		636,056	△ 38,552	597,504
	1. 総 務 管 理 費	613,922	△ 38,552	575,370
8. 土 木 費		508,381	38,552	546,933
	2. 道 路 橋 梁 費	119,183	38,552	157,735
歳 出 合 計		4,444,629	0	4,444,629

平成25年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合計
歳入合計	4,444,629	0	4,444,629

【歳 出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	636,056	△ 38,552	597,504				△ 38,552
8. 土木費	508,381	38,552	546,933				38,552
歳出合計	4,444,629	0	4,444,629				0

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 1 月 24 日、平成 25 年度木古内町一般会計補正予算（第 10 号）を別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 26 年 2 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第10号）

平成25年度木古内町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 444, 629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年1月24日 専決
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	4,444,629	0	4,444,629

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		642,770	△ 6,714	636,056
	1. 総 務 管 理 費	620,636	△ 6,714	613,922
8. 土 木 費		501,667	6,714	508,381
	2. 道 路 橋 梁 費	112,469	6,714	119,183
歳 出 合 計		4,444,629	0	4,444,629

平成25年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合計
歳入合計	4,444,629	0	4,444,629

【歳 出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	642,770	△ 6,714	636,056				△ 6,714
8. 土木費	501,667	6,714	508,381				6,714
歳出合計	4,444,629	0	4,444,629				0